

議案第5号

沖縄県立盲学校・聾学校及び養護学校高等部入学者選抜実施要項の一部を改正する告示について

沖縄県立盲学校・聾学校及び養護学校高等部入学者選抜実施要項の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

平成17年7月20日

沖縄県教育委員会

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項の一部を改正する告示

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

2中「一に」を「いずれかに」に改める。

5の(1)中「、専門医の診断書（第3号様式）」を「、身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書（第3様式）」に改め、5の(2)のイ中「、専門医の診断書（第3号様式）」を「、身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書（第3様式）」に改め、5の(3)中「一に」を「いずれかに」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

| | | | |
|--|------|----------------|--------|
| 入 学 志 願 書 | | | |
| | | 受検番号 | ※ |
| <p>沖縄県立 学校長 殿 貴校高等部第1学年に入学したいので、 保護者と連名の上出願いたします。</p> | | | |
| 年 月 日 | | | |
| <p>志願者 _____</p> | | | |
| <p>保護者 _____ 印</p> | | | |
| <p>写 真</p> <p>1. 規格 5 cm × 4 cm 2. 上半身・脱帽 3. 最近（3ヶ月以内） に撮影したもの</p> | | | |
| 志 者 | ふりがな | | |
| | 氏 名 | 生年月日 | 年 月 日生 |
| | 現住所 | 年齢・性別 | |
| | 電 話 | (自宅) (携帯) | |
| | 出身学校 | 年 月 日 卒業・卒業見込み | |
| 保 護 者 | 氏 名 | 志願者との続柄 () | |
| | 現住所 | | |
| | 電 話 | (自宅) (携帯) | |
| <p>寄宿舎入舎希望の有無 () 理由</p> | | | |

記入上の注意

- 1 受検番号※の欄は、記入しない。
- 2 年齢は、募集年度の3月31日現在で記入する。
- 3 性別、卒業見込みの欄は、該当する文字を○で囲む。
- 4 志願者が成年者のときは、保護者を保証人と読み替えて記入する。

附 則

この告示は、平成17年 月 日から施行する。

沖縄県立盲学校・聾学校・及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項

共通の改正理由

- 1, 受検番号の欄は、学校側が記入するために設けたのだが、記入上の注意がないため、受検者が記入してしまう事があるので※を書き入れ、記入上の注意に、「受検番号の欄は、記入しない。」の一文を挿入する。
- 2, 〒番号の印を明記をしていないため、記入されず事務処理上支障をきたしているので挿入する。
- 3, 携帯電話の普及により、提出時に携帯も書きますかの質問が多いので、明記することで、記入を促すことができる。

高等部の改正理由

- 1, 文中に使われている「一に」を「いずれかに」に改める。
- 2, 専門医の診断書以外にも、身体障害者手帳や療育手帳等で障害の程度や状況を把握することができるので、手帳所持者に関しては保護者の負担軽減が図れる。
- 3, 志願者自身が携帯を所持している場合が増えており、諸連絡の漏れを防ぐために記入する欄を設けた。
- 4, 志願者が成人のときは、保護者欄の記入を要しないとしていたが、保証人として記入して頂くことで、連絡の取れない事態を未然に防ぐ。

| | 新 | 旧 |
|--------|---|---|
| 2 出願資格 | 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の規定に該当する者で、次の各号のいづれかに該当するもの | <p>2 出願資格</p> <p>学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の規定に該当する者で、次の各号の一に該当するもの</p> <p>(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号の一に該当する者</p> |
| 5 出願手続 | <p>(1) 志願者は、入学志願書(第1号様式)、身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書(第3号様式)、住民票謄本(出願日前3か月以内に発行されたものに限る。)及び志願先学校長が指定する調査書を志願先学校長に提出すること。ただし、過年度卒業生にあっては、健康診断書(第2号様式)も併せて提出すること。</p> <p>(2) 志願者が県外の盲学校、聾学校及び養護学校の中学校部又は中学校に在学している場合は、次の手続きによる。</p> <p>ア 県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)を募集年度の1月末日までに教育長に提出し、許可を受けること。</p> <p>イ 前記アの許可願、入学志願書(第1号様式)、身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書(第3号様式)及び志願先学校長が指定する調査書を志願先学校長に提出すること。</p> <p>(3) 学校教育法施行規則第63条各号のいづれかに該当する志願者は、入学志願書(第1号様式)及び志願先学校長が必要と認める書類を志願先学校長に提出すること。</p> | <p>5 出願手続</p> <p>(1) 志願者は、入学志願書(第1号様式)、専門医の診断書(第3号様式)、住民票謄本(出願日前3か月以内に発行されたものに限る。)及び志願先学校長が指定する調査書を志願先学校長に提出すること。</p> <p>(2) 志願者が県外の盲学校、聾学校及び養護学校の中学校部又は中学校に在学している場合は、次の手続きによる。</p> <p>ア 県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)を募集年度の1月末日までに教育長に提出し、許可を受けること。</p> <p>イ 前記アの許可願、入学志願書(第1号様式)、専門医の診断書(第3号様式)及び志願先学校長が指定する調査書を志願先学校長に提出すること。</p> <p>(3) 学校教育法施行規則第63条各号の一に該当する志願者は、入学志願書(第1号様式)及び志願先学校長が必要と認める書類を志願先学校長に提出すること。</p> |

